２０２７年（令和９年）４月より、新小学１年生に進級される保護者の方へ

放課後等デイサービス利用のための通所受給者証申請受付を、
２０２７年（令和９年）１月より、開始します。

・申請受付順に順次、審査、発行となります。お手元に届くまでには、時間を要しますので、利用予定の事業所と通所利用日数の確認ができましたら、お早めにご申請ください。
（申請いただいた後、発行までの間に日数変更を希望されると、更にお時間がかかることになります。計画を立てる際は、長期休みまで視野に入れ、希望の利用日数に不足がないよう、充分お気を付けください。）

※児童発達支援にて、既に受給者証をお持ちの方
・１月１５日以降、順次放課後等デイサービスへの切替の書類を郵送いたします。
・スムーズな審査、発行のため、今お使いの通所受給者証の提出にご協力ください。
・上限管理届出書の提出該当者は、①複数事業所に通う予定で、受給者証に印字された負担上限月額が 4,600 円の方、②就学児のきょうだいも通所受給者証をお持ちの方（負担上限月額が 4,600 円か 37,200 円の方）です。